



# 宮 崎 県 公 報

令和6年8月26日(月曜日) 第538号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁	
○産業廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧…(循環社会推進課) 1		○土地改良区の定款変更の認可(2件) ……(農村整備課) 10
○保安林の指定の解除予定…(自然環境課) 2		○公共測量の終了の通知(2件) ……(管理課) 10
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…(水産政策課) 2		<b>病院局公告</b>
○道路の区域の変更…(道路保全課) 2		○入札公告……10
○道路の供用の開始…( “ ” ) 2		<b>人事委員会公告</b>
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…(砂防課) 2		○令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(土木特別枠、農業土木特別枠、畜産特別枠、林業特別枠))の実施……11
○都市計画の変更(2件) ……(都市計画課) 3		○令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・土木・農業土木・畜産・林業(社 会 人)))の実施……11
<b>公 告</b>		○令和6年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施……11
○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) …(商工政策課) 3		<b>公安委員会公告</b>
○土地改良区の役員の就任の届出(2件) ……(農村整備課) 7		○警備員指導教育責任者講習の実施について……11
○土地改良区の役員の就退任の届出(5件) ……( “ ” ) 7		

## 告 示

### 宮崎県告示第 446号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第 15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社県北産廃

日向市大字幸脇 653番地

株式会社県北産廃 代表取締役 井上謙吾

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

日向市大字幸脇字東境川 655番の一部、639番2の一部、639番3の一部、653番、654番イ、639番43の一部、654番ロの一部、652番、651番、639番39の一部、650番、648番、639番15、639番14、639番丙、647番、646番2、646番1、639番乙の1の一部、645番、639番乙の2、643番、642番、644番、639番40の一部

日向市大字幸脇字井良津 672番1の一部、669番の一部、671番ロ、671番イ、672番11の一部、672番110の一部、672番7の一部、668番イの一部、672番74の一部、672番81の一部、6

72番85の一部、707番、708番、672番91の一部、672番97の一部、716番、717番1の一部、726番22の一部、712番、715番、714番、713番、710番、721番の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類の安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(1) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(2) 金属くず

(3) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(4) がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(5) ゴムくず

5 申請年月日

令和6年6月14日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県環境森林部循環社会推進課及び宮崎県日向保健所並びに日向市環境政策課

(2) 期間

令和6年8月26日から令和6年9月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部循環社会推進課

(2) 期間

令和6年8月26日から令和6年10月10日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見

書提出者の氏名及び住所を記載すること。

**宮崎県告示第 447号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。  
令和6年8月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字米ノ迫6347-1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 448号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和6年7月16日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社ハンエイ 代表取締役 稲田 繁男 日南市 有限会社辻水産 代表取締役 辻 一雄
加入区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域以外の地域
区 分	総トン数20トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの

**宮崎県告示第 449号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年8月26日から同年9月9日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
367	県道	中村木	宮崎市大字	旧	8.4～	816.0

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新	21.2	816.0
		崎線	本郷南方字 辻原4044番 3地先から 同市同大字 字石原2099 番4地先まで	新	8.4～ 27.2	816.0

**宮崎県告示第 450号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年8月26日から同年9月9日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字三久保113番3地先から同郡同村同大字同字 113番3地先まで	令和6年8月26日

**宮崎県告示第 451号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 塩浜第2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市塩浜町二丁目1858番3
2	〃 鶴ヶ丘二丁目2045番1
3	〃 〃 〃
4	〃 〃 〃
5	〃 〃 〃
6	〃 〃 〃
7	〃 〃 〃
8	〃 〃 〃
9	〃 〃 〃
10	〃 〃 2027番25

11	〃	〃	2027番35
12	〃	〃	2031番35
13	〃	〃	2031番16
14	〃	〃	〃
15	〃	塩浜町二丁目1858番7	
16	〃	〃	2031番17
17	〃	〃	1884番2

**宮崎県告示第 452号**

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画 区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
宮崎市港東の一部

**宮崎県告示第 453号**

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画 臨港地区の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
宮崎市港東の一部

**公 告**

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール宮崎  
宮崎市新別府町船戸 750番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名  
イオンモール株式会社 代表取締役 大野恵司  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) イオンモール株式会社 代表取締役 岩村康次  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
(変更後) イオンモール株式会社 代表取締役 大野恵司  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社スタイルフォース 代表取締役 飯高宏 兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8-1	(退店)
株式会社サザビーリーグ 代表取締役 角田良太 東京都渋谷区元代々木町49-13	(退店)
株式会社宮崎山形屋 代表取締役 山下隆幸 宮崎市橋通東3丁目4番12号	(退店)
合同会社P V H ジャパン 代表取締役 尾郷高志 東京都千代田区内幸町2丁目1番6号	(退店)
株式会社レディスハトヤ 代表取締役 大久保省三 福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1	(退店)
ザボディショップジャパン株式会社 代表取締役 倉田浩美 東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番11	(退店)
株式会社サンエー・ビーディー 代表取締役 前川正典 東京都港区赤坂8丁目5番27号	(退店)
株式会社アスブルンド 代表取締役 西川信一 東京都港区北青山3丁目5番10号	(退店)
新サンフード工業株式会社 代表取締役 船越芳昭 宮崎市清武町木原58番地	(退店)
株式会社サンフローラル宮崎 代表取締役 川越厚子 宮崎市大塚町権現昔 780番地	(退店)
株式会社B A S E 代表取締役 青木隆幸 岐阜県岐阜市柳津町流通センタ	(退店)

<p>ー 1 - 14 - 1 R E X T 株式会社 代表取締役 内藤雅義 東京都新宿区北新宿 2 - 21 - 1</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社アルカスイインターナショナル 代表取締役 阪本敏之 兵庫県神戸市中央区港島中町 6 - 8 - 1</p>
<p>はるやま商事株式会社 代表取締役 治山正史 岡山県岡山市北区表町 1 丁目 2 番 3 号</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社サダマツ 代表取締役社長 貞松隆弥 東京都品川区西五反田 7 - 20 - 9</p>
<p>株式会社ピート 代表取締役 赤池順一 東京都墨田区錦糸 1 - 11 - 16</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社ビーンズ 代表取締役 清水晃二 福井県福井市西開発 4 丁目 2 22 - 1</p>
<p>有限会社デルークス 代表取締役 芭瓏華 東京都品川区西五反田 7 - 22 - 17 T O C ビル 9 F</p>	(退店)	(新規出店)	<p>Z e b r a J a p a n 株式会社 代表取締役 松山恭子 東京都渋谷区神宮前 2 - 22 - 16</p>
<p>株式会社ホワイトボックス 代表取締役 村田三郎 熊本県熊本市南区富合町釈迦堂 714 番地</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社デイトナ・インターナショナル 代表取締役 佐々木聡 東京都渋谷区神宮前 3 丁目 25 番 15 号</p>
<p>株式会社 H i - B a s i c 代表取締役 森田浩司 福岡県筑紫野市大字筑紫 6 番地 1 - 301 号</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社 M A S A Y A 代表取締役 上村匡弘 岡山県岡山市北区表町 2 - 6 - 56</p>
<p>ファイテン株式会社 代表取締役 平田好宏 京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町 678 番地</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社 s a c c a 代表取締役 新堀愛沙 東京都狛江市駒井町 1 - 8 - 2</p>
<p>株式会社ジェニイ 代表取締役 平原亮太 大阪府大阪市中央区安土町 1 - 5 - 8</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社柿安本店 代表取締役 赤塚保正 三重県桑名市吉之丸 8 番地</p>
<p>株式会社グラニフ 代表取締役 村田昭彦 東京都渋谷区神宮前 2 丁目 34 - 17</p>	(退店)	(新規出店)	<p>A E S J A P O N 株式会社 代表取締役 シュールドルニコラ 福岡県福岡市城南区長尾 1 丁目 6 - 17</p>
<p>オーサム株式会社 代表取締役 堀口康弘 東京都渋谷区宇田川町 32 - 7</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社三高 代表取締役社長 車伸五 東京都墨田区立川 3 - 15 - 3</p>
<p>株式会社 L &amp; K 代表取締役 クォンヨンス 東京都千代田区神田神保町 2 丁目 12 - 3</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社ニコル 代表取締役 木野村尚孝 東京都渋谷区東 1 丁目 32 番 12 号</p>
<p>株式会社インテリア日向 代表取締役 三宅信之 日向市亀崎東 1 丁目 116</p>	(退店)	(新規出店)	<p>黒木航平 宮崎市橘通西 2 丁目 3 - 10</p>
<p>フランス総合医療株式会社 代表取締役 杉木和彦 東京都千代田区平河町 1 - 8 - 8</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社ワークマン 代表取締役 小濱英之 群馬県伊勢崎市柴町 1732</p>
<p>合同会社ソウルジャパンメディア 代表取締役 田中政道 福岡県福岡市南区清水 1 - 3 - 8</p>	(退店)	(新規出店)	<p>株式会社ティッター 代表取締役社長 藤原克治 岡山県岡山市南区豊浜町 2 番</p>

(新規出店)	2号 株式会社ワコール 代表取締役 川西啓介 京都府京都市南区吉祥院中島町29	代表取締役 大森尚昭 東京都板橋区板橋3丁目9番7号	代表取締役社長執行役員 大森尚昭 東京都板橋区板橋3丁目9番7号
(新規出店)	株式会社ルルアーク 代表取締役 長友伸二 福岡県福岡市東区松島3丁目30番23号	株式会社ジンス 代表取締役 田中仁 群馬県前橋市川原町2丁目26番地4	株式会社ジンス 代表取締役 田中亮 群馬県前橋市川原町2丁目26番地4
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号	イオン九州株式会社 代表取締役社長 中川伊正 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号	株式会社キャン 代表取締役 立花隆央 岡山県岡山市北区幸町2番8号	株式会社キャン 代表取締役社長 阿部和則 岡山県岡山市北区幸町2番8号
イオンモール株式会社 代表取締役 岩村康次 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1号	イオンモール株式会社 代表取締役 大野恵司 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1号	株式会社ジーフット 代表取締役 堀江泰文 東京都中央区新川1丁目23番5号	株式会社ジーフット 代表取締役 堀江泰文 東京都中央区新川1丁目14番1号
株式会社ラッシュジャパン 代表取締役 ロウィーナ・ジャクリーン・バード 神奈川県愛甲郡愛川町中津4027-3	ラッシュジャパン合同会社 代表取締役 ロウィーナ・ジャクリーン・バード 神奈川県愛甲郡愛川町中津4027-3	株式会社アミナコレクション 代表取締役 進藤さわと 神奈川県横浜市中区山下町123	株式会社アミナコレクション 代表取締役 進藤さわと 神奈川県横浜市中区山下町123
株式会社カイトタクトレーディング 代表取締役 貝畑雅二 福岡県福岡市中央区警固1丁目15番43号	株式会社カイトタクトレーディング 最高経営責任者 貝畑雅二 岡山県岡山市北区昭和町3-12	株式会社ジェイ・ビー 代表取締役 光岡利久 大阪府大阪市北区梅田3-3-20明治安田生命大阪梅田ビル15階	株式会社ジェイ・ビー 代表取締役 光岡利久 大阪府大阪市北区梅田2丁目4番9号
株式会社キタムラ 代表取締役 浜田宏幸 高知県高知市本町4丁目1-16	株式会社キタムラ 代表取締役 社長執行役員 柳澤啓 高知県高知市本町4丁目1-16	エステールホールディングス株式会社 代表取締役 丸山雅史 東京都渋谷区神宮前4丁目26番21号	エステールホールディングス株式会社 代表取締役 丸山雅史 東京都中央区銀座1丁目19番7号
株式会社バルバージョン 代表取締役 井上治 宮崎市大淀4丁目6番28号	株式会社バルバージョン 代表取締役 井上宗矢 宮崎市恒久6173-57	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正 山口県山口市佐山717番地1	株式会社ユニクロ 代表取締役会長兼社長 柳井正 山口県山口市佐山10717-1
ギャップジャパン株式会社 代表取締役 秋山玄 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	ギャップジャパン株式会社 代表取締役 クリストファー・モラー 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	株式会社ボーダレス・ジャパン 代表取締役 田口一成 東京都新宿区谷田町2-17	株式会社ボーダレス・ジャパン 代表取締役 田口一成 福岡県福岡市中央区天神3-1-1
株式会社メガスポーツ 代表取締役 石塚幸男 東京都江東区有明1丁目3番33号	株式会社メガスポーツ 代表取締役社長 三浦隆司 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1号	エルソニック株式会社 代表取締役 稲葉京太郎 大阪府吹田市垂水町3-35-12	エルソニック株式会社 代表取締役 小山毅志 大阪府吹田市垂水町3-35-12
株式会社ナルミヤ・インターナショナル 代表取締役 石井稔晃 東京都港区芝公園2-4-1	株式会社ナルミヤ・インターナショナル 代表取締役執行役員社長 國京紘宇 東京都港区芝公園2-4-1	CALL&RESPONSE株式会社 代表取締役 阿南博 福岡県福岡市南区玉川町6-1	CALL&RESPONSE株式会社 代表取締役 阿南博 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目15-1-1F
東京シャツ株式会社 代表取締役 左座邦晴 東京都台東区駒形1丁目3番16号	東京シャツ株式会社 代表取締役 左座邦晴 東京都台東区東上野2丁目1番11号	株式会社ウィゴー 代表取締役 園田恭輔 東京都渋谷区恵比寿南1-16-3	株式会社ウィゴー 代表取締役 園田恭輔 東京都港区芝浦4-15-33
株式会社タカキュー	株式会社タカキュー	株式会社CHELSEA New York	株式会社CHELSEA New York

代表取締役 北方康弘 石川県金沢市上安原南98番2	代表取締役 今村慎一郎 石川県野々市市御塚3-488
株式会社九州フラワーサービス	株式会社九州フラワーサービス
代表取締役 田中正文 熊本県熊本市中央区国府3丁目27番20号	代表取締役 田中正文 熊本県熊本市南区流通団地1丁目47事務所棟3階
株式会社ファンライフ	株式会社ファンライフ
代表取締役 中村俊也 長崎県長崎市万屋町5番32号第2一ノ瀬ビル3階	代表取締役 中村俊也 長崎県西彼杵郡長与町岡郷536

※他81者は変更事項なし

- 4 変更の年月日  
令和6年5月23日
- 5 変更する理由  
(1) 設置者の代表者変更  
(2) 小売業者の名称、住所、代表者の変更及び小売業者の入替
- 6 届出年月日  
令和6年7月17日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和6年8月26日から令和6年12月26日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
令和6年8月26日から令和6年12月26日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。  
令和6年8月26日  
宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール都城駅前  
都城市栄町4672番地 外34筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

- 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
CUホールディングス株式会社 代表取締役 岩崎大起 東京都新宿区神楽坂6-67マイナビ不動産ビル神楽坂7階	(退店)
ギャップジャパン株式会社 代表 秋山玄 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目32番10号	(退店)
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	(退店)
株式会社チチカカ 代表取締役 山田洋輔 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目5-4中庄ビル2階	(退店)
(新規出店)	株式会社ファンライフ 代表取締役 中村俊也 長崎県西彼杵郡長与町岡郷 536
(新規出店)	株式会社 adapt retailing 代表取締役 金親卓生 東京都港区港南3丁目4番27号第二東運ビル3階
(新規出店)	株式会社キャンドゥ 代表取締役社長 城戸一弥 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号

※他48者は変更事項なし

- 4 変更の年月日  
令和6年7月15日
- 5 変更する理由  
小売業者の代表者交代及び出退店のため
- 6 届出年月日  
令和6年7月19日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和6年8月26日から令和6年12月26日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

令和 6 年 8 月 26 日から令和 6 年 12 月 26 日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 8 月 26 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	黒 田 修	延岡市日の出町 1 丁目 17 番地 1

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 8 月 26 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	阿 萬 浩	西都市大字妻 1436 番地 13

(任期：令和 8 年 3 月 29 日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 8 月 26 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	山 下 修 一	都城市高城町大井手 2425 番地

(任期：令和 8 年 3 月 31 日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	諏 訪 幸 雄	都城市高城町石山 2708 番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、速日峰土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 8 月 26 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 田 友 喜	延岡市北方町早中已 893 番地
理 事	大久保 信 幸	延岡市北方町早中已 255 番地 2
理 事	栄 田 久 博	延岡市北方町早中已 1087 番地
理 事	甲 斐 良 一	延岡市北方町早中已 271 番地
理 事	甲 斐 忠 篤	延岡市北方町早中已 435 番地
理 事	中 尾 丈 二	延岡市北方町早中已 689 番地
監 事	甲 佐 宜 行	延岡市北方町早中已 849 番地
監 事	末 永 誠 二	延岡市北方町早中已 529 番地
監 事	甲 佐 常 雄	延岡市北方町早中已 702 番地

(任期：令和 8 年 3 月 31 日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 田 友 喜	延岡市北方町早中已 893 番地
理 事	大久保 信 幸	延岡市北方町早中已 255 番地 2
理 事	甲 斐 一 太 郎	延岡市北方町早中已 934 番地
理 事	甲 斐 良 一	延岡市北方町早中已 271 番地
理 事	甲 斐 辰 之 輔	延岡市北方町早中已 538 番地
理 事	栄 田 久 博	延岡市北方町早中已 1087 番地
監 事	甲 斐 忠 篤	延岡市北方町早中已 435 番地
監 事	中 尾 丈 二	延岡市北方町早中已 689 番地
監 事	甲 佐 常 雄	延岡市北方町早中已 702 番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	長 友 久	東諸県郡国富町大字本庄2589番地1
理 事	岩 切 健 二	東諸県郡国富町大字本庄4136番地
理 事	岩 切 逸 郎	東諸県郡国富町大字本庄2469番地 口
理 事	岩 切 宏 樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理 事	長 友 淑 昌	東諸県郡国富町大字本庄2631番地
理 事	大 山 憲一郎	東諸県郡国富町大字本庄5007番地1
理 事	長 嶺 尚 晃	東諸県郡国富町大字宮王丸 333番地
監 事	白 坂 要 一	東諸県郡国富町大字本庄2096番地1
監 事	郡 辰 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 574番地

（任期：令和8年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	兒 玉 貞 利	東諸県郡国富町大字本庄2080番地3
理 事	長 友 和 昭	東諸県郡国富町大字本庄2736番地2
理 事	岩 切 健 二	東諸県郡国富町大字本庄4136番地
理 事	岩 切 宏 樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理 事	郡 敏	東諸県郡国富町大字本庄4523番地15
理 事	日 高 達 淑	東諸県郡国富町大字本庄2442番地1
理 事	日 高 章 富	東諸県郡国富町大字本庄5142番地1

理 事	郡 政 盛	東諸県郡国富町大字宮王丸 448番地
監 事	岩 切 徳 充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地41
監 事	小 倉 國 照	東諸県郡国富町大字宮王丸 502番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、梶山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	溝 口 良 信	北諸県郡三股町大字長田3378番地
理 事	嘉 藤 繁	北諸県郡三股町大字長田2899番地
理 事	財 部 正 次	北諸県郡三股町大字長田3310番地
理 事	満 来 和 秋	北諸県郡三股町大字長田3343番地
理 事	茨 木 健	北諸県郡三股町大字長田2923番地
理 事	新 納 重 勝	北諸県郡三股町大字長田2868番地7
理 事	下 石 康 博	北諸県郡三股町大字樺山1180番地4
理 事	釘 元 信 一	北諸県郡三股町大字長田 215番地1
監 事	竹ノ内 徳 夫	北諸県郡三股町大字長田1151番地
監 事	小 牧 俊 光	北諸県郡三股町大字樺山4955番地3
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地2

（任期：令和8年4月20日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	鈴 木 治 明	北諸県郡三股町大字長田2980番地1

理 事	溝 口 良 信	北諸県郡三股町大字長田3378番地
理 事	満 来 和 秋	北諸県郡三股町大字長田3343番地
理 事	嘉 藤 繁	北諸県郡三股町大字長田2899番地
理 事	新 納 長次郎	北諸県郡三股町大字長田2914番地
理 事	財 部 正 次	北諸県郡三股町大字長田3310番地
理 事	下 石 康 博	北諸県郡三股町大字樺山1180番地 4
理 事	釘 元 信 一	北諸県郡三股町大字長田 215番地 1
監 事	茨 木 健	北諸県郡三股町大字長田2923番地
監 事	竹ノ内 徳 夫	北諸県郡三股町大字長田1151番地
監 事	小 牧 俊 光	北諸県郡三股町大字樺山4955番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）の役員が就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	金 子 政 司	延岡市出北3丁目2番15号
理 事	小 野 恵 男	延岡市小川町4319番地
理 事	松 田 哲	延岡市二ツ島町9520番地 1
理 事	工 藤 重 信	延岡市稲葉崎町5丁目 597番地 2
理 事	甲 斐 恵 三	延岡市桜ヶ丘2丁目 530番地13
理 事	中 森 利 保	延岡市無鹿町2丁目3406番地 1
理 事	大 崎 一 弥	延岡市大門町 186番地
理 事	渡 部 周 一	延岡市祝子町3116番地
理 事	松 田 圭 三	延岡市夏田町6411番地 1
理 事	松 田 幸 利	延岡市差木野町6382番地
理 事	牧 野 恭 広	延岡市鹿小路4754番地 1

理 事	小 谷 喜美雄	延岡市岡元町 547番地
理 事	濱 田 昌 男	延岡市別府町4069番地
理 事	田 中 昇	延岡市東浜砂町1114番地 2
理 事	銀 島 武 史	延岡市小野町6506番地
理 事	牧 野 哲 郎	延岡市片田町3110番地 1
理 事	中 城 裕 史	延岡市下三輪町1424番地 1
理 事	後 藤 幸 徳	延岡市天下町1151番地 9
理 事	佐 藤 孝	延岡市野地町2丁目3943番地 2
理 事	工 藤 英 文	延岡市小峰町6209番地
理 事	甲 斐 安太郎	延岡市上伊形町1032番地
理 事	見 山 明 徳	延岡市伊形町5588番地
監 事	柳 田 義 則	延岡市大貫町6丁目1917番地 2
監 事	工 藤 祐 弘	延岡市細見町3544番地
監 事	甲 斐 増 男	延岡市尾崎町4809番地
監 事	小 野 茂 也	延岡市舞野町1534番地 2

(任期：令和9年4月5日まで)

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	原 田 博 史	延岡市稲葉崎町3丁目 755番地 2
理 事	安 藤 宏	延岡市細見町3359番地 3
理 事	金 子 政 司	延岡市出北3丁目2番15号
理 事	矢 野 勝 一	延岡市稲葉崎町6丁目 457番地 2
理 事	栗 田 京 一	延岡市栗野名町 363番地
理 事	新 名 健 一	延岡市牧町4561番地 1
理 事	横 山 延 市	延岡市二ツ島町9642番地
理 事	渡 部 周 一	延岡市祝子町3116番地
理 事	松 田 圭 三	延岡市夏田町6411番地 1

理 事	松 田 幸 利	延岡市差木野町6382番地
理 事	堀 野 勝	延岡市鹿小路4715番地
理 事	小 野 恵 男	延岡市小川町4319番地
理 事	濱 田 憲 司	延岡市長浜町3丁目4960番地 1
理 事	田 中 昇	延岡市東浜砂町1114番地 2
理 事	山 内 義 幸	延岡市小野町5905番地
理 事	牧 野 哲 郎	延岡市片田町3110番地 1
理 事	中 城 裕 史	延岡市下三輪町1424番地 1
理 事	佐 藤 美 博	延岡市野田町4909番地 2
理 事	山 田 寿 郎	延岡市大貫町5丁目2022番地
理 事	工 藤 英 文	延岡市小峰町6209番地
理 事	岩 切 東	延岡市下伊形町7341番地 1
理 事	甲 斐 安太郎	延岡市上伊形町1032番地
監 事	酒 井 隆 之	延岡市天下町 544番地
監 事	小 谷 喜美雄	延岡市岡元町 547番地
監 事	和 田 英 幸	延岡市祝子町4139番地
監 事	小 野 茂 也	延岡市舞野町1534番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、杉安堰土地改良区（西都市）から令和 6 年 4 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 6 年 8 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、木森井堰土地改良区（国富町）から令和 6 年 5 月 16 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 6 年 8 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県小林市野尻町三ヶ野山

3 作業終了日

令和 6 年 3 月 22 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量、用地測量）

2 作業地域

宮崎県小林市北西方、南西方

3 作業終了日

令和 6 年 3 月 25 日

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 6 年 8 月 26 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 医療機器等一式（県立 3 病院共同調達）
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 7 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所 県立宮崎病院、県立延岡病院、県立日南病院
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
    - ア 令和 6 年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
    - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
    - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
    - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
    - オ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。
- なお、すでに入札参加の申出を行っている者は、資格停止

を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエに掲げる資格要件を満たすことを証明する書類を令和6年9月30日までに4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

なお、入札参加資格審査の結果は、令和6年10月7日までに書面により通知する。

- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和6年8月26日から令和6年9月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629

- (2) 期間 令和6年8月26日から令和6年10月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当  
(2) 交付期間 令和6年8月26日から令和6年10月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当  
(2) 提出期限 令和6年10月11日 午後5時  
(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）によること。

- 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎5階 防58号室  
(2) 日時 令和6年10月15日 午後2時

- 8 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

- 9 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

- 12 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- 13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

- 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of medical equipment at three prefectural hospitals  
(2) Time limit for tender: 5:00p.m. 11 October, 2024  
(3) Contact point for the notice: Administration Division, Prefectural Hospitals Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-18 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan. TEL: 0985 (26) 7629

## 人事委員会公告

令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（土木特別枠、農業土木特別枠、畜産特別枠、林業特別枠））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年8月26日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・土木・農業土木・畜産・林業（社会人）））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年8月26日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

令和6年度就職水河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和6年8月26日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

## 公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和6年8月26日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	令和6年11月27日（水）から11月29日（金）まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
宮崎県技能検定センター  
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務 (追加取得講習)	令和6年10月15日（火）から10月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

- (ア) 2の(1)に該当する者  
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (イ) 2の(2)に該当する者  
検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
- (ウ) 2の(3)に該当する者  
検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 2の(4)に該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- (オ) 2の(5)に該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。